

公益財団法人沖縄県スポーツ協会役員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し、法令またはこの法人の定款について定めるもののほか必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する定例役員報酬及び役員賞与
- (2) 本会から特別の任務として講師及び原稿執筆を依頼した場合に支給する講師謝金及び執筆謝金

(報酬等の支給)

第4条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、定例役員報酬月額として260,000円を支給する。

3 常勤役員には、役員賞与として、期末手当を沖縄県職員の給与に関する条例に準じて支給する。

(定例報酬等の支給)

第5条 定例役員報酬の支給日、支給方法並びに定例役員報酬より控除する額等支給に関する詳細は、沖縄県職員の給与に関する条例に準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 常勤役員を除く役員が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、通常第三者が講師を行った場合又は執筆したときに支払われる講演料又は原稿料に相当する金額を限度としてこれを支給することができる。

(費用)

第7条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

2 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。